

第3次老崎市地域福祉計画

老崎市成年後見制度利用促進基本計画
老崎市再犯防止推進計画

概要版



令和4年3月
長崎県老崎市

計画策定にあたっての基本的な考え方

計画策定の趣旨・背景

日本では少子高齢化が進む中で、伝統的な「家庭や地域の“支え合い”の力(=地域の福祉力)」の低下が顕著となっており、各家庭が抱える課題は多様化・複雑化しています。これまでのように対象者ごとの縦割りの制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な、新たな局面に対応すべく、国では「社会福祉法」の一部改正(平成30年4月1日施行)を行ったほか、これからの我が国の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、『我が事・丸ごとの地域共生社会の実現』を打ち出しています。

また、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勸案し、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めるとされたことから、本市においては、福祉計画の上位計画として策定する本地域福祉計画に「成年後見制度利用促進基本計画」及び「地方再犯防止推進計画」を包含し、共生社会の実現に資するものとします。

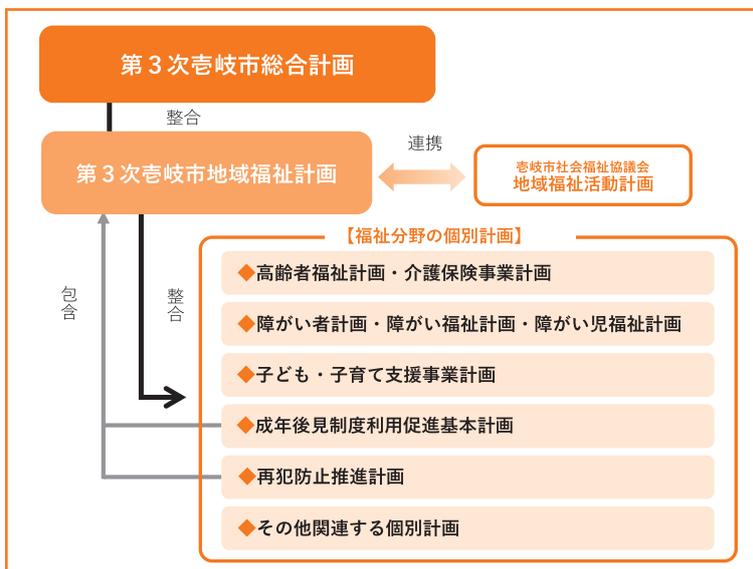
計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市が推進する地域福祉の方向性及び具体的な取組を示す計画です。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第3次吉野市総合計画」の個別計画としての性格を持っており、基本理念である「誰一人取り残さない。協働のまちづくり。」に基づき、市民一人ひとりの多様性を理解しつつ、寄り添い、ともに助け合い、つながることを通じて進化を続ける社会を目指すための重要な役割を担っています。

なお、第3次吉野市総合計画では、SDGs(Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称)を取り入れた、上述の基本理念に基づくまちづくりを進めています。この考え方を踏まえ、地域福祉においても持続可能な開発のためのまちづくりを推進していきます。

◇地域福祉計画と他計画との関係◇



【SDGs(エス ディー ジーズ)】

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成する、17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市では、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って総合計画を策定しており、本計画においても、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。

◇本計画で主に取り組むSDGsの目標のアイコン◇



計画期間

本計画は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間で計画期間とします。

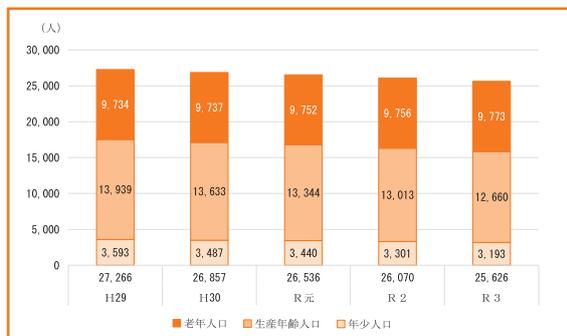
なお、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるように、必要に応じて見直しを行うものとします。

◇計画期間◇

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
計 画	第2次各岐市地域福祉計画									
						第3次各岐市地域福祉計画 各岐市成年後見制度利用促進基本計画 各岐市再犯防止推進計画				

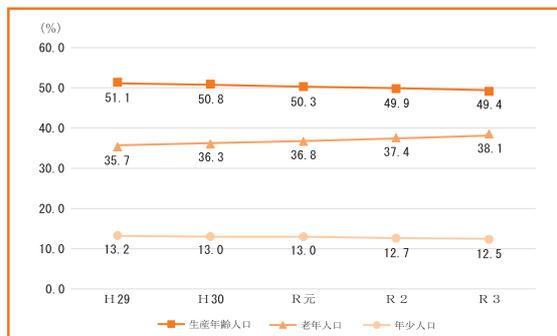
市の現状

◇人口の推移◇



※各年4月1日 資料:住民基本台帳

◇年齢3区分別人口割合の推移◇



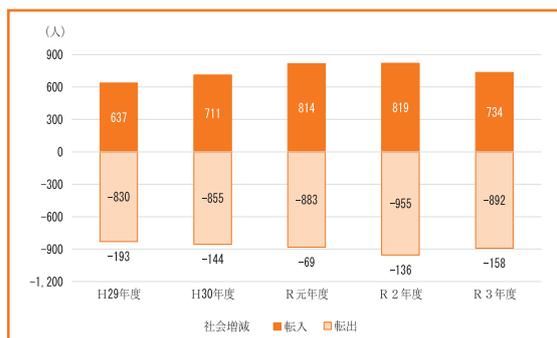
※各年4月1日 資料:住民基本台帳

◇自然動態人口の推移◇



※各年度末 資料:市民福祉課市民班

◇社会動態人口の推移◇



※各年度末 資料:市民福祉課市民班

◇世帯構成の状況◇



※各年10月1日 資料:国勢調査

◇平均世帯人員の状況◇

	H17	H22	H27	R2
平均世帯人員	2.92	2.76	2.65	2.50

※各年10月1日 資料:国勢調査

計画の基本的な考え方

基本理念

基本理念は長期にわたって、市民を含め市全体で共有すべき将来のあるべき姿であり、本計画(第3次)においても、「すべての人のそれぞれの生き方や侵すことのできない人間としての尊厳を日常生活の中で思いやり、個人の尊厳と基本的人権を尊重しながらともに支え合い、助け合う地域社会を構築する」という地域福祉の基本的考え方に変化はありません。なお、総合計画の基本理念を鑑み、第2次計画の基本理念である「みんなで支え合い、尊重し合い、安心して、いきいきと暮らせるまちづくり」を踏襲しつつ、「**誰一人取り残されることがないように、支え合い、尊重し合い、安心して、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくり**」とすることにします。

計画の基本目標

基本理念に基づき、次の3つの基本目標に沿って各種の施策を推進します。

① 安全・安心を確保する

他人事を「我が事」に変える働きかけを行い、市民生活の中で抱える、複雑化・複合化する課題に対応すべく、見守りのネットワークづくりや気軽に相談できる環境づくり、必要な支援を必要なときに受けられる相談支援体制等が充実したまちづくりを目指します。

② 自立した暮らしを支える

市民誰もが、可能な限り住みなれた地域で、お互いが尊重し合いながら、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自己実現を果たし、自立した暮らしを実現できるまちづくりを目指します。

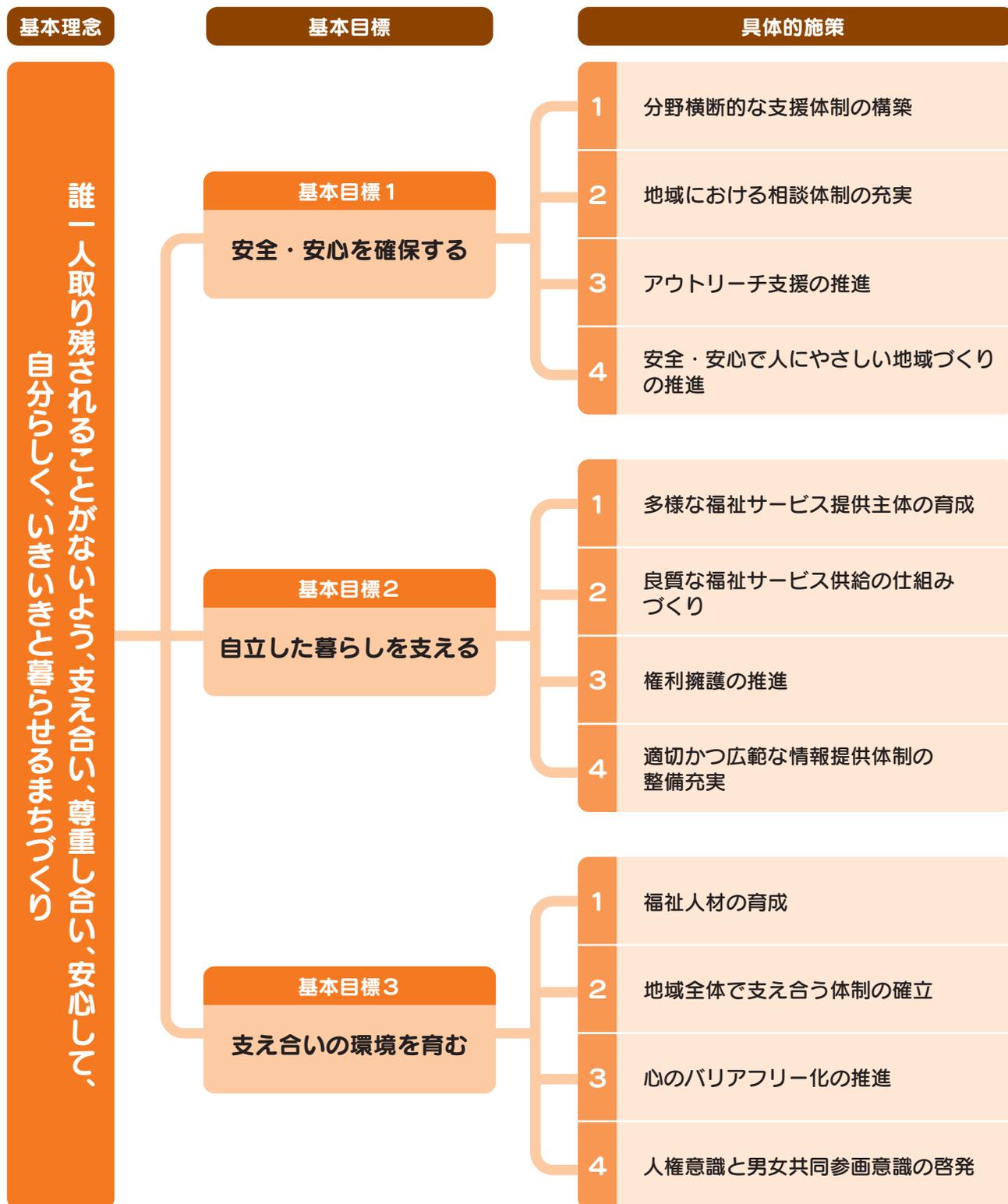
③ 支え合いの環境を育む

地域の福祉課題解決に向け、住民一人ひとりが地域を支える一員としての意識を持ち、市民の誰もが主体的に社会参加でき、住民同士が支え合い、行政や事業者等を協働しながら地域福祉の推進に取り組めるまちづくりを目指します。

施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下のように施策を定めます。

◇施策体系◇



成年後見制度利用促進基本計画

計画策定の背景と目的

認知症高齢者や障がいのある人の財産の管理や日常生活に支障がある人達を社会全体で支え合うための手段である成年後見制度の利用促進に向けた施策等を推進するため、本市における基本的な計画を定めるものです。

計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定による名古屋市成年後見制度利用促進基本計画(以下「市基本計画」という。)として位置づけます。

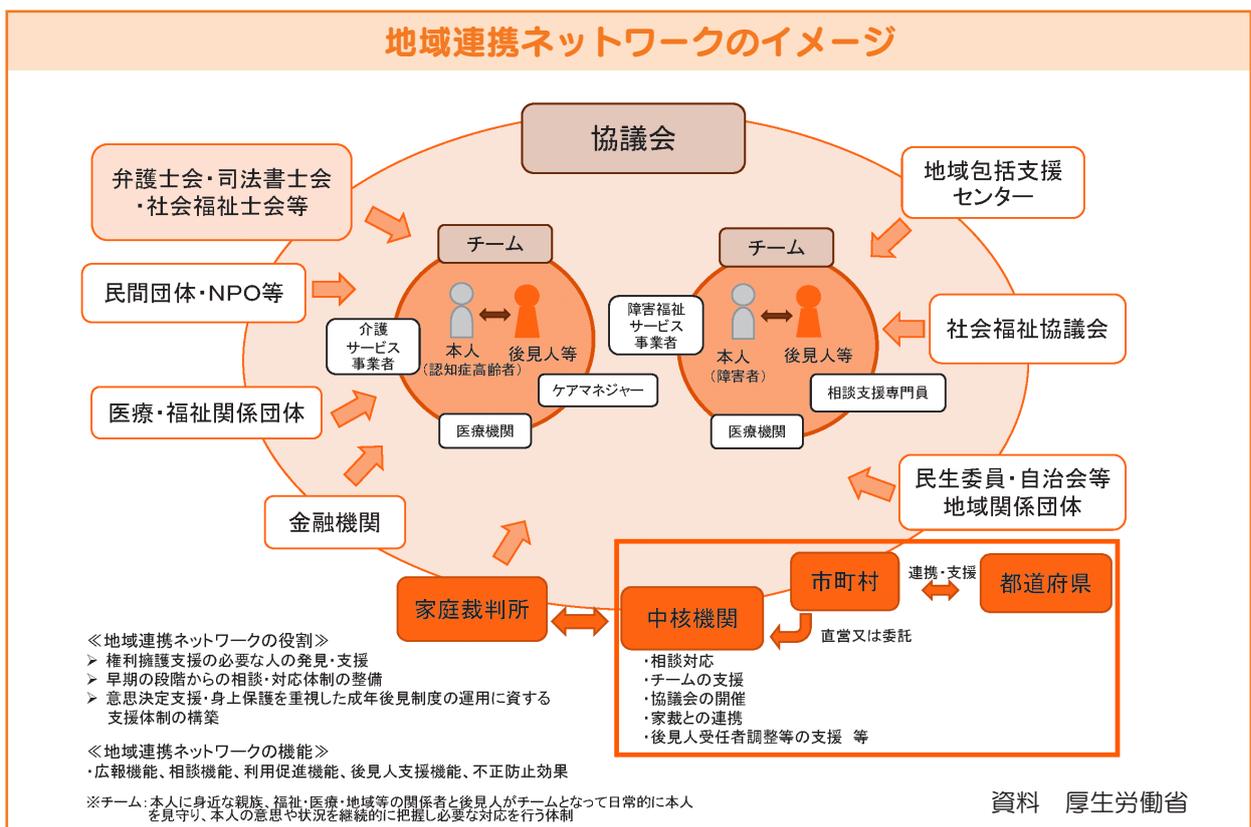
計画の期間

市基本計画の期間は、地域福祉計画と一体的に取り組むため、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5か年とします。

具体的な施策・事業

1. 成年後見支援センターの設置と地域連携ネットワークの構築
2. 地域連携ネットワークの具体的な推進
3. 中核機関の設置

◇地域連携ネットワークのイメージ図◇



再犯防止推進計画

計画策定の背景と目的

国の「再犯防止推進計画」では、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた5つの基本方針と7つの重点課題を示しており、本市においても、国や県、警察等と連携しつつ、本市の実情に応じた再犯防止に関する取組を推進し、住民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、犯歴のある人が社会復帰に向けて進んでいくための仕組みづくりの推進と、社会の構成員として受け入れられる市民理解の促進を図ることで、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

計画の位置づけ

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として位置づけます。

計画の期間

本計画の期間は、地域福祉計画と一体的に取り組むため、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5か年とします。

防犯啓発に関する取組

- 長崎県再犯防止推進計画に基づいて、市が行うべき取組を積極的に推進します。
- 犯罪被害者等支援の充実のため、県や他市町と連携のもと、会議・研修会の開催を検討します。
- 犯罪被害者等の置かれている状況をはじめ、犯罪被害者等の心情について、市民の理解を深めるための啓発活動を検討します。

第3次吉崎市地域福祉計画

吉崎市成年後見制度利用促進基本計画
吉崎市再犯防止推進計画

発行年月日 令和4年3月
発行 長崎県 吉崎市
編集 吉崎市 市民部 市民福祉課
〒811-5192 長崎県吉崎市郷ノ浦町本村触562番地
電話 0920-48-1111(代表) FAX 0920-47-4844